

【令和3年12月1日改訂版】

町会・自治会等

法人化の手引き

認可地縁団体となった後も、規約の変更や諸手続きの方法に関する記載があるため保管し、その都度確認をして下さい。

松戸市 市民部 市民自治課

目 次

| | |
|-------------------------------------|------|
| 地縁による団体 | 1 頁 |
| 地縁による団体が法人格を得るための市長の認可 | 1 頁 |
| 地縁による団体が法人格を得るための要件 | 1 頁 |
| 地縁による団体の認可申請手続き | 3 頁 |
| [様式 1] 認可申請書 | 5 頁 |
| 【規約例と規約作成上の留意事項】 | |
| 第 1 章 総則 | 6 頁 |
| 第 1 条 (目的) 第 2 条 (名称) 第 3 条 (区域) | |
| 第 4 条 (事務所) | |
| 第 2 章 会員 | 7 頁 |
| 第 5 条 (会員) 第 6 条 (会費) 第 7 条 (入会) | |
| 第 8 条 (退会等) | |
| 第 3 章 役員 | 8 頁 |
| 第 9 条 (役員の種別) 第 10 条 (役員を選任) | |
| 第 11 条 (役員の職務) 第 12 条 (役員任期) | |
| 第 4 章 総会 | 10 頁 |
| 第 13 条 (総会の種別) 第 14 条 (総会の構成) | |
| 第 15 条 (総会の権能) 第 16 条 (総会の開催) | |
| 第 17 条 (総会の招集) 第 18 条 (総会の議長) | |
| 第 19 条 (総会の定足数) 第 20 条 (総会の議決) | |
| 第 21 条 (会員の議決権) 第 22 条 (総会の書面表決等) | |
| 第 23 条 (総会の議事録) | |
| 第 5 章 役員会 | 13 頁 |
| 第 24 条 (役員会の構成) 第 25 条 (役員会の権能) | |
| 第 26 条 (役員会の招集等) 第 27 条 (役員会の議長) | |
| 第 28 条 (役員会の定足数等) | |
| 第 6 章 資産及び会計 | 14 頁 |
| 第 29 条 (資産の構成) 第 30 条 (資産の管理) | |
| 第 31 条 (資産の処分) 第 32 条 (経費の支弁) | |
| 第 33 条 (事業計画及び予算) 第 34 条 (事業報告及び決算) | |
| 第 35 条 (会計年度) | |
| 第 7 章 規約の変更及び解散 | 15 頁 |
| 第 36 条 (規約の変更) 第 37 条 (解散) | |

第 38 条 (残余財産の処分)

第 8 章 雑則 17 頁

第 39 条 (備付け帳簿及び書類) 第 40 条 (委任)

認可後の地縁による団体 18 頁

【様式例】 財産目録 20 頁

【様式 4】 規約変更認可申請書 21 頁

【様式 5】 告示事項変更届出書 22 頁

認可告示後の手続き等 23 頁

【様式 6】 地縁団体台帳 24 頁

税制上の取扱い 26 頁

認可地縁団体等の主要税目の課税関係について 28 頁

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設について . . . 29 頁

【様式 7】 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 31 頁

【様式 8】 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書 32 頁

【様式 9】 公告結果 (承諾) の情報提供について 33 頁

【様式 10】 公告結果 (異議申出あり) 通知書 34 頁

【関係法令】

地方自治法 36 頁

地方自治法施行規則 45 頁

はじめに

これまで町会・自治会等は、PTAや青年団などと同じく法的には「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体名義では不動産登記などの法律行為ができませんでした。

しかし、町会・自治会等では不動産等の資産を保有している場合も多く、これらの町会・自治会等では会長名義などで不動産の登記等を行っているようです。

ところが、こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより自治会等の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題が生じることとなります。

こうした問題に対処するために、地方自治法において、町会・自治会等が一定の手続の下に法人格を取得できる規定が盛り込まれました。

地縁による団体

地方自治法第260条の2において法人格付与の対象となるのは「地縁による団体」です。

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、区域に住所を有することのみを構成員の資格としています。

したがって、町会・自治会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、原則として「地縁による団体」と考えられます。

地縁による団体が法人格を得るための市長の認可

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。

地縁による団体は、市長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続（例えば、法務局への法人登記）は一切必要とされません。市長が認可を行った場合にはその旨が告示され、第三者に対しても地縁による団体が法人格を得たことを対抗できることとなります。

認可の目的は、地縁による団体が、地域的な共同活動を円滑に行うためと解されます。

地縁による団体が法人格を得るための認可の要件

地縁による団体に対し法人格を付与する目的は、団体の保有する不動産等の団体名義での登記等を可能にし、財産保有上の制約を除くことにありますので、法人格付与のための認可の要件に掲げられた事項は、その団体が地縁による団体として現に明確な形で存在することを確認するためのものと言えます。

認可の要件は次の四点です。

①地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

その団体が、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。

目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動内容も明らかにする必要があります。

②地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、その地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

地縁による団体の区域は、その団体が安定的に存在しているその現況によることとしており、少なくとも2年以上とされています。これは、制度の趣旨が、現に存在する地縁による団体について、その団体が保有する不動産等を団体名義で登記等を行うことができるようにすることにあることから、認可にあたり新たな区域を設定するなど、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対し認可を行うことは適当でないとの考え方によるものです。

この現況に基づく区域は、法人格を有する地縁による団体の重要な構成要素であることから、団体の構成員のみならず市の住民にとって客観的に明らかな形で境界が画されている必要があります。

これは、区域が不明確もしくは流動的であると構成員の範囲が不明確となるほか、住民間のトラブルの原因となり、ひいてはその団体が活動を行うに当たっても支障をきたす恐れがあることなど法人格を付与することが適当でないとの考え方によります。

③地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められていること及びその相当数の者が現に構成員となっていることが認可申請に際し提出される構成員名簿により確認されることを求めるものです。

ここでいう「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。したがって、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

また、「相当数」の判断は、各地域における町会・自治会等への加入状況を勘案して個々具体的に行われますが、一般的には区域の住民の過半数が構成員となっている場合には概ね「相当数」とみなされます。

④規約を定めていること。この規約には、(1)目的、(2)名称、(3)区域、(4)主たる事務所の所在地、(5)構成員の資格に関する事項、(6)代表者に関する事項、(7)会議に関する事項、(8)資産に関する事項が定められていなければならないこと。

法人格を得る上では、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。なお、八事項については必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

また、実質的に必要な事項が定められていれば規約の名称には制限はないので、「〇〇会則」「××会規程」といった名称でもよいです。

地縁による団体の認可申請手続き

1. 町会・自治会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、その団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決を行う必要があります。(役員会、評議会等での議決は認められません。)この認可申請の決定は、あくまでその団体の自主的判断により行われます。

認可を申請する旨の議決は、権利能力なき社団である自治会等が法人となる旨の意思の決定でもあることから、従前の権利能力なき社団である自治会等地縁による団体がその規約に則った正式の総会を開催し、議決を行うことが必要です。したがって、総会招集手続き等を定めた規約が、現在の自治会等において整備されていない場合には、この点の整備をまず行う必要があります。

また、この総会における決定に際し、認可申請に必要となる重要事項で認可の申請書類に明記すべき事項については、同時に総会で決定しておくことが望まれます。具体的には、認可を受けることとなる地縁による団体に係る規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等保有することとなる資産の確定については、こうした扱いが適当と考えられます。

2. 認可を求める地縁による団体は、総会における認可を申請する旨の決定を行った上で、代表者が認可の申請書類を揃えて市長に対し認可を申請することになります。

認可不認可の決定は、提出された認可申請書類を市長が審査して行うこととなり、その他聴聞等の手続は全く予定されていません。

認可申請の必要書類及び書類作成上のポイントは次のとおりです。

① 認可申請書〔様式参照 6頁〕

認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記載します。

② 規約

規約の内容に関しては「規約例と規約作成上の留意事項」（13頁～）を参照してください。

③ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した地縁による団体の総会の議事録の写し。議長及び議事録署名人の署名または押印のあるものが適切です。

④ 構成員の名簿

特に様式は定められていませんが、構成員全員の氏名、住所を記載したものである必要があります。

構成員とは、区域に住所を有する個人であれば年齢、性別等を問わないものであるため、会員である場合には子供の名前なども記載する必要があります。

この構成員の名簿によって、現に区域に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているか否かが市長により判断されることとなります。

⑤ その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

一般的には、前年度の事業活動報告として総会に提出した報告書等です。ただし、その報告書の内容として、具体的な活動内容がわかる程度の記載は必要です。

また、広く地域的な共同活動の内容を記載することとし、特定活動のみを記載することのないように注意する必要があります。

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録等と、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書が必要です。この承諾書については、押印があるものや署名したものが理想的です。

年 月 日

(あて先) 松戸市長

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

【規約例と規約作成上の留意事項】

規約の内容は、認可要件の判断の主要な部分を担っており、地縁による団体の組織・活動のあり方を律するものとして重要な位置づけをなすものです。

ここでは、必要記載事項を中心として、規約例を示しつつ、留意点を明らかにします。

○ ○ ○ 町会（自治会）規約（会則）

規約の名称についての地方自治法上の制限はありません。

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡を図ること
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備を図ること
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理を図ること
- (4) ○○○○○○○○○○○○○
- (5) ○○○○○○○○○○○○○

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。なお、解散した特例民法法人が認可地縁団体として認可を受ける場合については、解散した法人の事業を承継する旨を明確に定めることが必要となります。

（名称）

第2条 本会は、○○○会と称する。

地方自治法上団体の名称についての制限はありません。ただし、他の法令において、名称の使用制限（例えば、商工会でもないものが「商工会」という名称を用いることはできない。）がある場合には、これに従います。

（区域）

第3条 本会の区域は、松戸市△△×番地の□から××番地の□□までの区域とする。

地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があります。ただし、河川や道路等による区域の表示（例・○○市△△町大字□のうち××川の北の区域）も、市内の他の住民にとって、その団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであ

れば認可されます。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、千葉県松戸市△△×番地の○に置く。

「主たる事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地がその地縁による団体の住所となるものです。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」という定め方も可能です。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれません。ただし、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能です。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は、会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で年度毎に定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

入会申込書の様式は、役員会(第25条)で定めたり、会の細則(第40条)で定めたりすればよいものです。また、入会申込書は会長に提出することとしています。会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員やブロック長などに提出することとしても差し

支えありません。いずれにせよ、入会手続は、入会希望者の入会の意思が会として確認できるものとすべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課するようなものとすることは認められません。

「正当な理由」とは、その者の加入によって、その地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合などその者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営は極めて例外的な場合に限られます。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

退会手続は、入会手続と同様の考え方によるものであり、本人の退会意思を会として確認できるものとする必要がありますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められません。なお、長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は、慎重な手続等の下に資格を停止するような扱いとすべきです。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監 事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。

- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

地縁による団体については、代表者（会長）一名を必ず選出する必要があり、また、一人又は複数名の監事を置くことが適当です。

地縁による団体の代表権は代表者（会長）一人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、会長を欠くこととなった場合には直ちに総会で会長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。

しかし、会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいと言えます（ただし、副会長による会長の事務の代行は法律行為には及びえないことから、直ちに後任の会長を選出すべきです。）。

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「会計」や「書記」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」、「書記担当役員は、会務を記録する」等その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

このほか、会長の代表権に制限を加えたりする場合には規約に定める必要がありますが、一般にはあまり例がないと思われれます。

なお、役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

（役員任期）

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

役員任期は、法律上特に規定はありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう、本条第3項の定めを置くことが望まれます。

なお、役員解任手続を定めようとする場合には、選任について総会議決によることが望まれることから、この場合も、個別に総会議決を要するものとするか、規約において具体的に手続を定めることが適当です。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したもの以外のすべての事項について議決でき、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然と言えます。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があることに留意する必要があります(第33条及び第34条参照。なお、通常総会開催が年度終了後の1回のみとなり、事業計画及び予算の決定を通常総会で行う場合には、年度当初から総会開催日まで予算がなく支出行為ができないこととなりますが、この点については、第33条第2項のように規定することにより支出行為は可能となります。)

本条第2項は、第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しな

なければならない。

総会の開催権限は会長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。

したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

第3項については、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

(1) ○○○○○○○○

(2) ×××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 総会に出席しない構成員は、書面による表決代えて、電磁的方法により表決することができる。

総会の議長は、表決権を行使することとなる以上、出席した会員の中から選出する必要がありますが、会長は会員の中から選任されていることにより「総会の議長は、会長がこれに当たる」と定めることも可能です。

総会の定足数、議決に要する会員数については、地方自治法の規定において特に定められていませんが、このように規定することが適切と考えられます。また、第20条に定めるように、規約で、特定の重要な事項について、「出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要する」旨の規

定を置くことも可能です。

なお、この定足数、議決に要する会員数については、第22条第2項により、書面表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員をこれに含める点に留意する必要があります。これにより、会員数が極めて多い場合にも総会を開催し議決を行うことが可能となるものです。

第21条第1項において、会員は各々一箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の自治会、町会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われまます。そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定（特定事項について世帯の表決権を一票とすること）を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。

したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決については同項の適用が地方自治法の解釈として認められないと解され、規約に定めることとなる事項（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）についての決定も規約の変更となるため同項の適用は認められないと解されます。

また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か一人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年者の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります。

この他、議長の行為などの総会の運営は会の活動を決定する重要事項ですので、会において会議規定等を定め、議事運営の方法などを明らかにしておくことが望まれます。

また、デジタル社会形成整備法による法の改正により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面による表決に代えて、電磁的方法（電子メール等）により表決をすることができます。ただし、あらかじめ規約又は総会の決議により定めがあり、かつ、これにより作成された電磁的記録（データ）は、印刷をして書面にできるものでなければなりません。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を市に申請する場合などに求められることから、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。

もっとも、監事は役員会の構成員にはなれませんが（表決権等は有せませんが）、役員会に出席できることとするのは可能と考えられます。

なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるように配慮すべきと考えられます。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

地縁による団体が法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で保有することにあることから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、「別に定める財産目録記載の資産」と定めるほうが簡便と考えられます。

なお、「財産目録」は、設立時及び毎年（年度）初三か月以内に作成することとなっているものであり、その様式例は27頁のとおりです。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第31条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産（不動産等の重要な固定資産と考えられます。）を決定しておくことが適当です。

また、資産の管理は会長が行うものですが、日常の出納事務は、役員として「会計」を設けた時は「会計」が出納その他の会計事務を行うこととなります。このほか、役員ではありませんが、「会長は、必要と認めるときは会員のうちから会計出納員を命ずることができる」と定め、「会計出納員は会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する」と規定することも可能です。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三月以内に総会の承認を受けなければならない。

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にすることが必要です。財産目録は、法第260条の4により認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間(特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時)に作成しなければならないこととされています。したがって、事業年度を設定している場合は、事業報告や決算もその年度終了後三か月以内に総会で承認を得る必要があります。ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年二回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後三か月以内に(多くは五月か六月に)一回行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。

したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適切と考えられます。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、4月1日から翌年3月31日までとか、1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、松戸市長の認可を受けなければ変更することはできない。

本条は、法第260条の3に則るものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、「規約変更認可申請書」(「様式4」28頁)

により市長の認可を要するものです。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

本条は、法第260条の20及び第260条の21に則るものであり、①破産、②認可の取消、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に、その認可地縁団体は解散（法人としての権利能力の消滅又は地縁による団体自治の解散の両方を含む。）することとなります。

なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。

また、第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできません。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

本条は、法第260条の31に則る規定です。法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することも可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。

したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。

仮に、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を決めることが困難な場合には、表記のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。

なお、残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、○
○が別に定める。

附則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△日までとする。

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります(個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません)。なお、細則としては、「弔意金規程」や「旅費規程」などが挙げられます。

附則第1項は、認可年月日から施行とする場合が多いと考えられます。

したがって、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、附則第2項、第3項を定めることが適当です。

認可後の地縁による団体

1. 地縁による団体の代表者が、申請書類により市長に認可の申請を行い、市長がその団体が認可の要件に該当していると認めるときは、その団体に対し、市長の認可が行われ、その認可をもってその団体は権利能力を有し、法人格を得ることとなります。

認可地縁団体は、その目的の範囲内で、権利能力を有します。

なお、認可地縁団体が法人格を得たことを市長は認可後遅滞なく告示することとなっており、この告示をもって認可を受けた地縁による団体は、法人となったこと及び告示事項を第三者に対し対抗できることとなります。また、市長の告示事項について変更があったときは、代表者が届出書（「様式5」29頁）に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、市長に対し届出を行わなくてはなりません。

認可地縁団体の告示事項は次の通りであり、この事項に変更があった場合には、届出に基づき告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できません。

【告示事項】

- (1) 名称
- (2) 規約に定める目的
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所
- (5) 代表者の氏名及び住所
- (6) 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- (7) 代理人の有無（代理人がある場合には、その氏名及び住所）
- (8) 規約に解散の事由を定めたときはその事由
- (9) 認可年月日
- (10) 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、総務大臣が定める基準を満たすときは、その事由
- (11) 特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該民法法人から承継した財産の種類及び数量

※特例民法法人（特例社団法人と特例財団法人の総称）とは、公益法人改革前の公益法人（社団法人と財団法人の総称）は、平成20年（2008年）12月1日から平成25年（2013年）11月30日までの5年間、新制度移行のための期間とされ、①公益社（財）団法人、一般社（財）団法人、②認可地縁団体又は③解散のいずれかを選択することになりますが、その移行期間中の法人のことをいいます。

また、解散した場合（破産した場合を除く）及び清算終了の場合にも所要の事項を告示することとなっています。

2. 認可地縁団体は権利能力を得ることにより、法人としてそれ以前とは異なった法的な位置付け及び取扱いがなされることとなりますが、主なものは次のとおりです。

(1) 団体名義で資産の登記・登録ができます。

団体名義で不動産登記を行うべく法務局で手続きを行えば、他の法人と同様に、登記が可能となります。これまで団体が保有しながら個人名義となっていた不動産の所有権移転登記の原因は「委任の終了」です。

また、登記申請書に登記権利者（登記を受ける側）が添付する書類としては、団体の住所証明書及び代表者の資格証明書が必要となりますが、これは認可を行った松戸市が作成する地縁団体台帳（「様式6」30頁）の写しによる証明書とすることとされています。

この台帳の写しの証明書は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書（市窓口に様式が準備されています）を市長に提出して交付を受けることになっています。

なお、この証明書の交付を受ける際には、市に所要の手数料を納める必要があります。

(2) 規約を変更する場合には、規約変更認可申請書（「様式4」28頁）に規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で決議したことを証する書類を添えて、市長に認可を申請し、認可を受ける必要があります。

(3) 認可を受けた地縁による団体は、法人として破産、解散及び清算については裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなります。

3. 地縁による団体は、認可を受け、法人格を取得したことにより、法的な位置づけ及び取扱いは変わりますが、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての団体自身の性格等は全く変わるものではありません。

したがって、認可を受けた地縁による団体は公法人でないことはもちろん、市との関係などは基本的に変わるものではありません。

また、地縁による団体の課税関係は、34頁に示すように認可の前後で変わらないように措置されています。

4. 市長は、認可を受けた地縁による団体が四つの認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

財産目録の例

令和 年 月 日

| 区 分 | 所在数量等 | 金額（評価額） | 備 考 |
|--|-------|---------|-----|
| (資 産 の 部) I 流動資産 1 現金預金 (1)現 金 現金手許有高 (2)当座預金 〇〇銀行△△支店 (3)普通預金 〇〇銀行××支店 2 未収会費 〇〇年度会費 ×名 II 固定資産 1 土 地 2 建 物 3 構築物 4 車両運搬具 5 計器備品, 応接セット 6 電話加入権 7 有価証券 ○分利国債 | | | |
| 資 産 合 計 | | A | |
| (負 債 の 部) I 流動負債 預り金 II 固定負債 長期借入金 〇〇銀行〇〇支店 | | | |
| 負 債 合 計 | | B | |
| 差 引 正 味 財 産 (A - B) | | | |

- (注) 1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること。
 2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること。

年 月 日

松戸市長

様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

松戸市長

様

地縁による団体の名称及び
主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第1項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

認可告示後の手続き等

1. 認可地縁団体としての印鑑登録をします。（必須ではありません）
松戸市認可地縁団体印鑑条例及び、松戸市認可地縁団体印鑑条例施行規則に基づき、不動産登記等に必要な認可地縁団体の代表者の印鑑を登録申請します。登録をすると認可地縁団体の印鑑登録証明が発行できるようになります。

【印鑑登録できる人】

- * 認可地縁団体の代表者本人

【印鑑登録に必要なもの】

- * 認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式）
- * 代表者の個人印（印鑑登録がされたもの）
- * 代表者の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- * 登録する団体印・・・印影の大きさが1辺の長さ8mmから30mmまでであること
印影を鮮明に表せるもの
ゴム印、その他変形しやすい印鑑は登録できません

※印鑑登録を廃止する場合は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（第5号様式）による申請が必要です。（代表者の個人印、代表者の印鑑登録証明書の添付、登録を受けた認可地縁団体の印鑑等が必要となります）

2. 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付について
登録された認可地縁団体の印鑑を押印した申請書に基づき証明書を交付します。申請から交付までは、1週間程度かかります。証明書の発行手数料は1通300円です。

【申請に必要なもの】

- * 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第3号様式）
- * 代表者の個人印（認印も可）

3. 認可地縁団体の証明書（台帳証明）の交付について
認可を受けた団体は地縁団体台帳を作成します。この認可地縁団体の証明書（台帳証明）について、申請に基づき交付します。申請から交付までは、1週間程度かかります。証明書の発行手数料は1通300円です。

【申請に必要なもの】

- * 証明書交付申請書

[様式 6 認可地縁団体の証明書台帳]

| 地縁団体台帳 (松戸市) | | | | |
|--------------|-----------|--------------------|------------|-----------------------|
| 枚数 | 名称 | 年月日認可 年月日告示 | 代表者に関する事項 | 年月日 原因 告示年月日 |
| | | 年月日認可 年月日告示 | | 年月日 年月日告示 年月日告示 |
| | 主たる事務所 | | | 年月日 年月日告示 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | 代表者に関する事項 | 年月日 原因 告示年月日 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | | 年月日告示 年月日 年月日告示 |
| | | 年月日 年月日告示 | 認可年月日 | 年月日 |
| | | 年月日 年月日告示 | 台帳を起こした年月日 | 年月日 |

名称等欄 丁

| 名称 | 規約に定める目的 |
|----|----------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

目的欄 丁

| 名称 | |
|-----|---|
| 区域欄 | 丁 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

区域欄 丁

| 名称 | |
|--------|--|
| その他の事項 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

その他欄 丁

税制上の取扱いについて

認可地縁団体の税制上と取扱いについては、制度の創設時に権利能力取得の前後で同一とするための措置が講じられました。

この結果、現在、権利能力なき社団である町会、自治会等が保有する不動産等を、認可を受けた地縁による団体の所有名義とする際（無償譲渡による）には、譲渡所得について課税されないこととされました。

今般の公益法人改革において、公益目的事業に「地域社会の健全な発展を目的とする事業」が掲げられたことから、地域社会に着目して事業を行う法人についても公益性が認められることとなりました。

すなわち、認可地縁団体は、その区域において良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として設立される法人であり、まさに、税制上、公益性を有する法人としての取扱いがされることとなりました。

これにより、平成21年度の税制改正において、次の措置が講じられました。

1. 特例民法法人の業務を承継するために設立された認可地縁団体が、平成21年4月1日から平成25年11月30日までの間に解散したこの特例民法法人から、その残余財産を取得する場合で、一定の要件を満たす場合には、その残余財産に係る不動産の所有権等の移転登記に対する登録免許税を非課税とすること。

上記については、以下のすべての要件(1)アイウ、(2)アイ)に該当する法人がその対象とされることとなります。この場合に、市長に対して法人の認可申請の際に対象法人であることを証明する書類を提出することが必要となります。

(1) 規約に関する事項

- ア 規約に定める目的に、解散した特定民法法人の事業を承継する旨の定めがあり、また、当該特例民法法人の事業内容との同一性が認められること。
- イ 規約に定める資産に関する事項に、当該法人が解散した場合に、その残余財産が地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体、公益社団法人又は公益財団法人に帰属する旨の定めがあること。
- ウ 規約に定める資産に関する事項に、剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。

(2) 認可地縁団体の資産に関する事項

- ア 解散した特例民法法人の残余財産以外の財産を保有していないこと。
- イ 解散した特例民法法人の残余財産の全部を取得したと認められるこ

と。

※残余財産を取得した場合には、認可を受けた市長に対してその事項を証明する書類を提出しなければなりません。

2. 剰余金の分配を行わない定めがあることなど、公益を目的とする事業を行う法人であることが明確化された認可地縁団体は、みなし譲渡所得の非課税承認申請の対象法人とすること。

上記については、以下のすべての要件に該当する法人が、税務署に対して承認申請を行うことができる法人になります。

(1) 規約に関する事項

ア 規約に定める資産に関する事項に、当該法人が解散した場合に、その残余財産が地方公共団体、当該法人以外の認可地縁団体、公益社団法人又は公益財団法人に帰属する旨の定めがあること。

イ 規約に定める資産に関する事項に、剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。

※ 1 (1)のイ及びウと同じ要件です。

認可地縁団体等の主要税目の課税関係について

| 税目 | 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの | 認可地縁団体 | 公益財団法人・公益社団法人 | 一般財団法人・一般社団法人(非営利型法人) | 一般財団法人・一般社団法人(非営利型法人以外) |
|---------------------|--|--|---|---|---------------------------------------|
| 国税 | | | | | |
| 法人税 (みなし寄付金) | 収益事業にのみ課税 | 公益法人等とみなされ、収益事業にのみ課税 みなし寄付金なし | 収益事業にのみ課税(認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税) みなし寄付金あり(収益事業に属する資産のうちから、自らが行う公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄付金とみなす。) | 非営利型法人(非営利性が徹底された法人又は共益的活動を目的とする法人)は収益事業にのみ課税 みなし寄付金なし | 普通法人と同様にすべての所得に課税 みなし寄付金なし |
| 寄付金税制 | 税制上の優遇措置なし(普通法人と同じ) | 税制上の優遇措置なし(普通法人と同じ) | 特定公益増進法人に該当 | 非営利型法人のうち非営利性が徹底された法人に対して財船を寄付した場合には特例措置あり。 | 税制上の優遇措置なし(普通法人と同じ) |
| 消費税 | 人格のない社団等として一部特例あり | 別表第三に掲げる法人とみなす | 別表第三に掲げる法人 | 別表第三に掲げる法人 | 別表第三に掲げる法人 |
| 地方税 | | | | | |
| 法人県民税 | 法人税制: 収益事業により生じた所得のみ課税。 (法人税額を課税標準) 均等割: 収益事業を行う場合に限り、最低税率で課税。 収益事業を行わない場合は非課税。 | 法人税制: 収益事業により生じた所得のみ課税。 (法人税額を課税標準) 均等割: 最低税率。 | 法人税制: 収益事業により生じた所得のみ課税。 (法人税額を課税標準) 均等割: 最低税率。 | 法人税制: 収益事業により生じた所得のみ課税。 (法人税額を課税標準) 均等割: 最低税率。 | 法人税制: 普通法人と同様の扱い。 均等割: 最低税率。 |
| 法人市民税 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 法人事業税 | 収益事業により生じた所得のみ課税。 | 収益事業により生じた所得のみ課税。 | 収益事業により生じた所得のみ課税。 | 収益事業により生じた所得のみ課税。 | 普通法人と同様の扱い。 |
| 事業所税 | 収益事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額のみ課税 | 収益事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額のみ課税 | 収益事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額のみ課税 | 収益事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額のみ課税 | 普通法人と同様の扱い |

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設について

地方自治法が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から、登記簿に表示された所有者が既に亡くなっている等、相続人の確定に手間がかかるために移転登記が困難な状況となっている場合、一定の手続きを経て認可地縁団体名義での登記を行うことが可能となりました。

申請要件 ※ (1) ～ (4) すべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- (3) 当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人となっていること
- (4) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全部又は一部の所在が知れないこと

申請手続き

- (1) 申請要件を満たしている認可地縁団体が、市に対して次の書類を提出する。
 - 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
 - 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
 - 保有資産目録又は保有予定資産目録（当該書類に記載がない場合は、所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類）
 - 申請者が代表であることを証する書類
 - 申請要件に該当することを疎明するに足る資料 → <下記参照>
- (2) 市が提出資料を確認し、申請要件を満たしている場合、3 か月以上の公告を行う。
- (3) 不動産の登記関係者等から異議がなかった場合、市が認可地縁団体に対して異議がなかった旨を証する書類を交付する。
- (4) 認可地縁団体が法務局に必要書類を提出し、登記の移転を行う。

<申請要件に該当することを疎明するに足る資料>

- | |
|--|
| 要件 (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。 (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。 |
|--|

*要件 (1) (2) を疎明するに足る資料の例

- ・ 公共料金の支払領収書
 - ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
 - ・ 旧土地台帳の写し
 - ・ 固定資産税の納税証明書
 - ・ 固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等
- これらの入手が困難な場合、以下の資料等により疎明することが可能。
- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面
 - ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等
 - ・ 資料の入手が困難な理由書

要件 (3) 当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人になっていること。

* 要件 (3) を疎明するに足りる資料の例

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市区町村が保有する地縁団体台帳
- ・ 墓地の使用者名簿 (申請不動産が墓地である場合) 等

これらの入手が困難な場合、以下の資料等により疎明することが可能。

- ・ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であったものであることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記載した書面 等
- ・ 資料の入手が困難な理由書

要件 (4) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全部又は一部の所在が知れないこと。

* 要件 (4) を疎明するに足りる資料の例

- ・ 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

なお、全部又は一部の所在が知れないこととは、全部の所在が知れていること以外は全て含まれることとなるため、登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付できれば当該要件を満たすこととなります。

この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいと考えられます。

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

様式7

年 月 日

松戸市長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○ 申請不動産に関する事項

・建物

| 名 称 | 延 床 面 積 | 所 在 地 |
|-----|---------|-------|
| | | |

・土地

| 地 目 | 面 積 | 所 在 地 |
|-----|-----|-------|
| | | |

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 申請者が代表者であることを証する書類
- 3 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

松戸市長あて

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第 260 条の 38 第 2 項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

- (1) 申請を行った認可地縁団体の名称
- (2) 申請不動産に関する事項

・建物

| 名 称 | 延 床 面 積 | 所 在 地 |
|-----|---------|-------|
| | | |

・土地

| 地 目 | 面 積 | 所 在 地 |
|-----|-----|-------|
| | | |

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

- (3) 公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

(別添書類)

- 申請不動産の登記事項証明書
- 住民票の写し
- その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

(注) この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

松戸市長

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたため、同条第 3 項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第 4 項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

| 名 称 | 延 床 面 積 | 所 在 地 |
|-----|---------|-------|
| | | |

・土地

| 地 目 | 面 積 | 所 在 地 |
|-----|-----|-------|
| | | |

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 公告の結果

1 の公告については、1 (3) の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

(申請団体) 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

松戸市長

公告結果(異議申出あり)通知書

地方自治法第 260 条の 38 第 1 項の規定により、年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第 2 項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第 5 項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

(1) 申請を行った認可地縁団体の名称

(2) 申請不動産に関する事項

・建物

| 名 称 | 延 床 面 積 | 所 在 地 |
|-----|---------|-------|
| | | |

・土地

| 地 目 | 面 積 | 所 在 地 |
|-----|-----|-------|
| | | |

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

(3) 公告期間

2 異議の内容等

(1) 異議を述べた登記関係者等

氏名

住所

登記関係者等の別

(2) 異議を述べた年月日

(3) 異議を述べた理由等

関 係 法 令

地方自治法

(地縁による団体)

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（規約の変更）

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じな

い。

(財産の目録及び構成員名簿)

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(代表者)

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

(認可地縁団体の代表)

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(代表者の代表権の制限)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の代理行為の委任)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮代表者)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(認可地縁団体の事務の執行)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(総会の決議事項)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(構成員の表決権)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(認可地縁団体の解散事由)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

(解散の決議)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(認可地縁団体についての破産手続の開始)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の認可地縁団体の能力)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(精算人)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の認可地縁団体についての破産手続の開始)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたと

きは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(裁判所による監督)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(仮代表者の選任等に関する事件の管轄)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かななければならない。

(検査役の選任)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(不動産に係る登記の特例)

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員

又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）によつて、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

（不動産登記法の特例の享受）

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

(過料)

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
- 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 三 構成員の名簿
- 四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録
- 五 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行つていることを記載した書類
- 六 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行つた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

二 解散した場合（破産による場合を除く。）

- イ 名称
- ロ 区域

- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

三 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

四 前二号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合

告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二 第十八条の規定により提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 地方自治法第二百六十条の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十条の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 地方自治法第二百六十条の三十八第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十条の三十八第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十条の三十八第五項に規定する通知は、第二十二條の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。